

大館市農業委員会総会議事録

令和4年10月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和4年10月12日（水）午前9時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1番	渡邊 久留美	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
2番	石山 元一	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（1名）					
3番	阿部 重信				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
	係長	佐々木信成			
6. 議事録署名委員	4番	斎藤 重春		5番	小林 大樹
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 19 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 42 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 43 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 44 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、3 番 阿部 重信 委員より、都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 4 番 斎藤 重春 委員、5 番 小林 大樹 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います

局長 ・業務報告（9 月総会～10 月総会）について

- ・報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものとしたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 42 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 4 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

12 ページをお開き願います。

内訳は、No.52 から No.56 までの 5 件で、地目は田が 14,854 m²、畑が 5,950 m²で、面積合計は 20,804 m²であります。

譲受の事由は、No.52. 53. 56 が「経営拡張」で、No.54. 55 が「受贈」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 42 号 No.52 から 56 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 42 号 No.52 から 56 について、原案のとおり決

してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 43 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14 ページをお開き願います。

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 4 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

15 ページをお開き願います。

内訳は、No.25 の 1 件で、地目は畑 439 m²であります。

No.25 は一般住宅を建築しようとするものです。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市道柄沢線を南に 240m 進み左折して東へ 140m 進んだ右側に位置する第 1 種住宅地域の第 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) (都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていること) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの

で、問題は無いものと考えます。

No.25 の位置図及び配置図は、16、17 ページに記載してあります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、現地調査の結果を議席番号 13 番の畠山 繁司 委員よりご報告願います。

13 番（畠山委員）

13 番の畠山 繁司です。

議案第 43 号No.25 について、去る 10 月 4 日に菅原 一成 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 16 ページの位置図になります。

この場所は、市道 柄沢線を南へ約 240m 進んだ先で左折をし、市道長根山 3 号線を東へ約 140m 進んだ右側にある農地で、現在は休耕地として管理されていました。

転用の目的は、17 ページの配置図にありますように、一般住宅を建設しようとするものであります。

譲受人は現在北海道帯広市に居住しています。来年 3 月退職後は大館市に転居をし、建設地裏に居住する母親の介護をするため本申請地を選定したものです。

転用にあたっては、北側の市道の高さで整地し、東側、南側、西側には既存のブロック塀があるため、土砂等の流出はありません。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただ今、畠山 繁司 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 43 号の No.25 について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 43 号の No.25 について原案どおり決してご異議ご

ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 44 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

18 ページをお開き願います。

議案第 44 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 4 年 10 月 12 提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

19 ページをお開き願います。

令和 4 年度農用地利用集積計画（第 7 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 310 から新 - 443 までの 134 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 4 年が 7 件、5 年が 2 件、10 年が 13 件、20 年が 112 件で、地目は田で 1,339,019.18 m²、畑で 70,144 m²、樹園地で 6,772 m²面積合計が 1,415,935.18 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 44 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

最初に、議案第 44 号 新 - 310 から 443 のうち新 - 338、新 - 401、新 - 443 を除いた案件について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

19 番（渡邊久雄 委員）

質問というより、教えていただきたいのですが、No. - 310 から 322 までを鹿角市の担い手が集積しているが、この地区で担い手がいなかったのか教えてください。

事務局

本地区では担い手がない状態で、隣の鹿角市農業法人が規模拡大を目的に集積している状況です。

19 番（渡邊久雄 委員）

以前にも新規参入してきて、すぐ解約するケースがあったので、大丈夫なのか、問題がないように注視して戴きたい。

事務局

地区の委員とも連携していきます。

議長

暫時休憩します。

（休 憩）

議長

それでは再開します。

議長

議案第 44 号 新 - 310 から 443 のうち新 - 338、新 - 401、新 - 443 を除く
案件について他に何かご意見ご質問ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次は、私に関する案件となりますので、安部会長職務代理者と議長を交代
します。

(糸屋会長と安部会長職務代理者と議長を交代する)

会長職務代理者

次に、新 - 338 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 15 番 糸屋会長は退席願います。

(15 番 糸屋会長 退席)

何かご意見ご質問ございませんか。

会長職務代理者

ないようですので、新 - 338 について原案のとおり決してご異議ございま
せんか。

～異議なしの声多数有り～

会長職務代理者

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

糸屋会長は入室をお願いします。

(糸屋会長 入室し着席)

(安部会長職務代理者と糸屋会長が議長を交代する)

議長

次に、新 - 401 と新 - 443 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 13 番 畠山 繁司 委員は退席願います。

(13 番 畠山 繁司 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新 - 401 と新 - 443 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 13 番 畠山 繁司 委員は入室をお願いします。

(13 番 畠山 繁司 委員 入室し着席)

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局

・連絡事項

活動記録簿の提出

1 1 月 1 日の農業委員会大会の出欠について

議長

他に何かありますか。

ないようですので、これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前 9 時 47 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月12日

議 長

議事録署名委員 4 番

議事録署名委員 5 番

農地法第3条調査書

議案第42号 No.52		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市櫃崎字出川道下・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字高戸谷宅地・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市櫃崎字淀市・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月4日、富樫英悦 農業委員と虻川久樹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第42号 No.53		(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市葛原字柳堆・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		千葉県流山市野々下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市葛原字風張・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月5日、畠山繁司 農業委員と秋元優推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第42号 No.54	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市曲田字家ノ前・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市軽井沢字下岱・・・
		氏名 ○○○○
	譲受(借)人	住所 大館市曲田字曲田・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地と認識し耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月3日、糸屋由衛門 農業委員と畠山 薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第42号 No.55	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市曲田字上谷地・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市軽井沢字下岱・・・
		氏名 ○○○○
	譲受(借)人	住所 大館市曲田字曲田・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、譲渡人、譲受人の共有の土地で、これまで譲受人が耕作を行ってきた。譲渡人が高齢化により規模を縮小するため、譲渡人の持分を取得し今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月3日、糸屋由衛門 農業委員と畠山 薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第42号 No.56	(所有権移転)・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市曲田字下堰下・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市山館字八幡下・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市中山字中山・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月3日、糸屋由衛門 農業委員と畠山 薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)